

安心安全な公衆無線LAN提供のためのガイドライン 創刊について

2014年11月5日(水)
普及促進委員会

本日の内容

背景・目的

資料概要について

資料構成概要

情報セキュリティ上の脅威について

情報セキュリティ対策

セキュリティの脅威に関連する法律や制度

有害サイトアクセス制限について

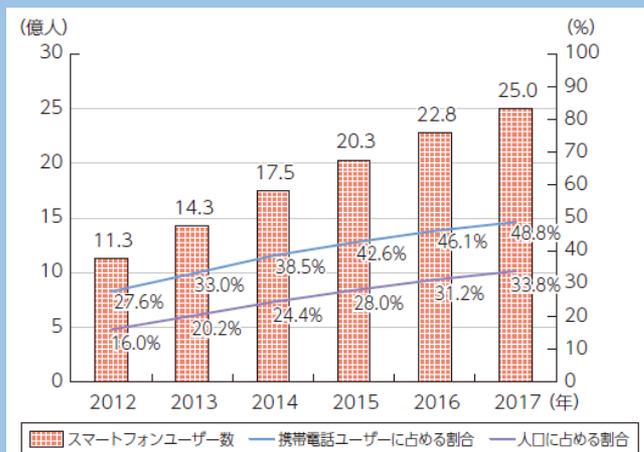
その他記載内容

資料の公開について

今後の予定

公衆無線LAN環境の拡大

WiFi搭載デバイス普及拡大



平成26年版情報通信白書 (総務省)

サービス提供事業者増加

商店街 **自治体**
交通機関 **通信事業者**
店舗オーナーなど

(課題)

セキュリティ面・通信情報の取り扱い・個人情報の取り扱い
安心して利用できるように、一定水準以上の利用環境維持が必要
ガイドライン策定

資料構成概要

本ガイドラインは、
**公衆無線 LAN を提供する者が
意識しなければならない事や対策**
についてまとめています



情報セキュリティ上の脅威 (第2章)

例えば…



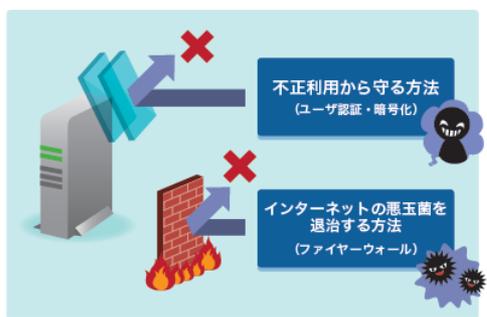
盗聴されてクレジット番号、
メール本文が盗まれる



なりすまされて、犯人に
されてしまう

情報セキュリティ対策 (第4章)

例えば…



不正利用から守る方法
(ユーザ認証・暗号化)

インターネットの悪玉菌を
退治する方法
(ファイヤーウォール)

セキュリティの脅威に 関連する法律や制度 (第3章、第6章)



有害サイト アクセス制限について (第5章)



子供が有害サイトを
閲覧できてしまう

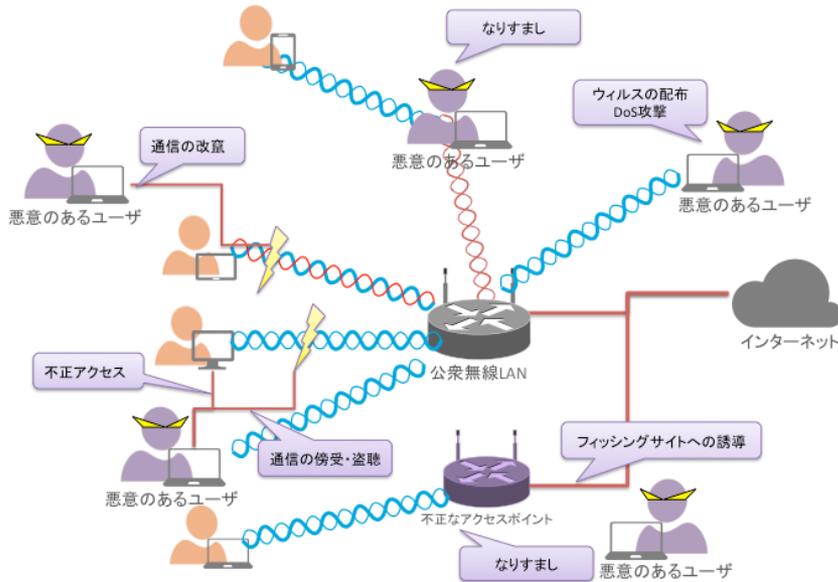
利用者の啓発、無線 LAN の 活性化・利便性の向上 (第7章、第8章)



情報セキュリティ上の脅威について

(表):脅威の分類

通信の傍受	自身が宛先ではない通信を受信する
情報窃取(盗聴)	自身が宛先ではない通信を受信しその内容を盗み見る
不正アクセス	アクセス権を持たない端末やネットワーク、情報に対して不正にアクセスし、情報の漏洩や改ざん、破壊をおこなう
なりすまし	正規のユーザ、アクセスを許可された端末などのふりをする
通信の改ざん	自身が宛先ではない通信の内容を、勝手に変更する
DoS/DDoS攻撃	不正プログラムなどを使用して、情報の漏洩や改ざん、破壊、またサービスの停止などをもたらす
フィッシング	正規のWebサイトや電子メールを装い、クレジットカードやサービスのID/パスワードといった個人情報を盗み出す
不正プログラムの実行と配布	不正アクセスやなりすまし、盗聴などをおこなうプログラム(ウィルス、マルウェア、ワームなど)を実行する



(図): 公衆無線LANに潜在する脅威

本文には

- 代表的な手口
- 影響事例
- 技術解説
- 公衆無線LANが抱える課題

について解説しております。

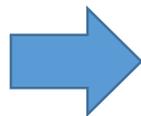
情報セキュリティ対策

セキュリティ対策の重点項目について、技術方式の説明や事業上の重要性を説明

(重点項目)

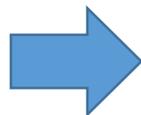
(目的)

ポイント1:通信の暗号化



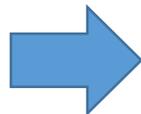
通信の内容を第三者の盗聴などから保護

ポイント2:接続ユーザの認証



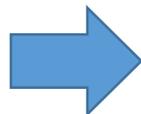
悪意のあるユーザの招き入れ防止
違法行為が行われた場合の原因や調査

ポイント3:通信ログの保持



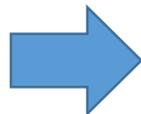
違法行為が行われた場合の追跡調査など

ポイント4:アクセスポイント
の適切な管理



アクセスポイント自体の乗っ取りを防止

ポイント5:有事の際の
ネットワーク開放



ユーザの利便性確保を優先
(利便性を損なわずセキュリティ確保が課題)

セキュリティの脅威に関連する法律や制度

事業運営上、理解が必要となる法令やガイドラインを説明

	区分	関連法令(例)
悪意のある不正利用者に課せられる法律	無線通信の傍受	電波法第59条および電気通信事業法第4条(通信の秘密) 電波法第109条の2で罰則規定(無線LANの暗号を解読する行為)
	個人を詐称する行為	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)第2条
	APやサーバへの攻撃行為	刑法第234条の2(電子計算機損壊等業務妨害)や刑法第246条の2(電子計算機使用詐欺)
	端末やサーバへの不正なアクセスおよびデータの窃用や改ざん	不正アクセス禁止法第2条や刑法第234条の2(電子計算機損壊等業務妨害)、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
	コンピュータウィルスの作成および提供	刑法第168条の2および3(不正指令電磁的記録作成等)
提供事業者にも課せられる法律	プロバイダの責任	「プロバイダ責任制限法」第2条 「最判平成22・48民集64巻3号」676頁 「事業用電気通信設備規則」第6条 「電気通信事業法施行規則」第29条
	青少年の安心・安全なインターネット利用について	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第18条, 同法律施行令第2条 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令第三条の規定に基づき、経済産業大臣が当該機器の種類を定める件」平成21年経済産業省告示第33号 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第17条
	通信の秘密	日本国憲法第21条 電波法第59条および電気通信事業法第4条 「電気通信事業法」第179条 「電気通信事業法」第29条
	個人情報保護	「個人情報の保護に関する法律」第2条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。「個人情報保護法」という。)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号。「個人情報保護ガイドライン」という。)

有害サイトアクセス制限について

フィルタリング機能の必要性・実現方法や課題を説明

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくり

「青少年有害情報フィルタリングサービス」の提供が必要

方法①:フィルタリング機能
任意に設定を変更可能
端末 or サーバーで実現

方法②:ブロッキング機能
強制的に遮断(児童ポルノ限定)
サーバーで実現

課題①:フィルタリング・ブロッキングともに通信の秘密に関連。ユーザ事前同意が必要

課題②:3G/LTE経由、WiFi経由双方でのフィルタリングサービスが有効にする必要がある

情報セキュリティの利用者啓発の必要性と既存取り組みのご紹介

無線LAN高度化の動向

携帯電話網とのシームレス化に関する情報

業界におけるセキュリティ情報の共有について

資料の公開について

11月5日（水）14：00より、無線LANビジネス連絡会HPに掲載
(<http://www.wlan-business.org/>)

- ① ホーム画面「新着情報」より
「11/5 安心安全な公衆無線LANガイドラインについて」をクリック
- ② ダウンロード用フォームに、必要事項を記入・送信
- ③ メールにてダウンロード用URL及びID・PWを受領し、ダウンロード

今後の予定

終了

FY14上期

**安心安全な公衆無線LAN提供のための
ガイドラインの作成(事業者・企業・団体向け)**

今後

FY14下期

**セキュリティ啓蒙活動のパンフレット作成
(一般利用者向け)**